## ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアルの主な改訂点

項目	主な改訂点		
全体について			
	○用語・略語の定義を JIS K 0311 及び JIS K 0312 (2020) に合わせて見直した。		
	○各規定について JIS K 0311、JIS K 0312 (2020) 及び他媒体を対		
	象としたダイオキシン類に係る調査マニュアルの改訂内容を反映し   、		
	た。 ( ) c - c - dw = 10 ) - マル( リョハEA - ) や - bo ) - b		
o Tittada Mulada L.VI.	○6.5 を新設し、妥当性試験を追加した。		
3 調査・測定方法			
3.2 試料における検出下限・定量	〇 「目標検出下限値」「目標定量下限値」を「各化合物の検出下		
下限	限から算出される総和の毒性等量目標値」・「各化合物の定量		
	下限から算出される総和の毒性等量目標値」に変更した。		
4 調査方法			
4.1 試料採取の概要	O 週平均値を求める場合の採取方法について「700L/min 程度の		
	高流量で 24 時間採取する操作を 7 回繰り返して行う」方法を		
	削除した。		
5 測定分析方法			
5.1 (1) 前処理方法	O ソックスレー抽出における条件に還流回数 100 回程度との条件		
	を追記し、溶媒についてはトルエンを追加した。		
5. 2 試薬	O クリーンアップスパイク用内標準物質に、PCDDs・PCDFs につ		
	いては 2,3,7,8-位塩素置換異性体 17 種類、Co-PCBs について		
	はノンオルト体及びモノオルト体の 12 種類を指定した。		
5.4 (2) 抽出	O ろ紙及びポリウレタンフォームの水分除去の実施及びその方法		
	(風乾等) を追加した。		
5.7 (3) 検量線の作成	O 相対感度を算出するピーク面積について、全で統一したモニタ		
	ーイオンを使用することとした。		
	O 相対感度 (RRRS 及び RRSS) の変動係数が 20%を超える場合		
	は、必要に応じて検量線を作成し直すこととした。		
5.8 (3) PCDDs、PCDFs及びCo-	O 検量線範囲の確認手順を追加し、検量線範囲を超えたときは試		
PCBs の定量	料の再採取を行うこととした。		
5.9 (3) 試料における検出下限	O 定量下限の算出方法、有効数字の設定等を変更した。		
及び定量下限			

5.9(4) 試料測定時の検出下限	0	試料測定時の検出下限・定量下限の確認方法を変更した。
及び定量下限		
5.9 (5) 回収率の確認	0	クリーンアップスパイク用内標準物質の回収率が規定を満たさ
		ない場合の対処方法を「必要な場合には、再採取」するように
		変更した。
5.10 結果の報告	0	試料における検出下限及び定量下限も明記することを追加し
		た。
	0	実測濃度算出時において、検出下限未満のものは検出下限の
		1/2 を用いて総和を求める記載を削除した。
	0	ΣTEQ 算出時における、検出下限未満の場合における算出方法
		を変更した。
6 測定精度の管理		
6.2 測定データの信頼性の確保	0	図4精度管理概要フローに、注入量の確認、検量線範囲の確
		認、クリーンアップスパイク用内標準物質の回収率が規定を満
		たさない場合の再採取の記載を追加した。
6.2(4) トラベルブランク試験	0	トラベルブランクの現地での開封について記載した。
	0	トラベルブランクの実施方法の例の記載を追加した。
6.5 特定の前処理方法を採用す	0	妥当性試験に関する記載をまとめて記載する項目を新たに設
るための評価(妥当性評価)に		け、抽出方法(洗浄法も含む)、ソックスレー抽出の還流回数、
		クリーンアップ法の3つの項目について記載した。
ついて		クリーンノック伝の3*プの項目にプバーに配載した。